

〈シンポジウム報告〉

水俣病，アスベスト，胆管がん問題の社会経済的要因に関する講演会の報告

宇 仁 宏 幸

平成25年3月30日に稲盛財団記念館にて，表記の講演会が開催された。講演会の3日前の3月27日，大阪中央労働基準監督署は，胆管がんを発症した大阪市中央区の印刷会社「サンヨー・シーウィピー」の現元従業員計16人（うち死亡8人）を労災認定した。胆管がんでの労災認定は国内で初めてである。また翌月の4月16日には，水俣病未認定患者の遺族が認定を求めた上告審で，最高裁第3小法廷は，熊本県水俣市の女性を水俣病と認めた。これは最高裁として初めての認定であり，この判決では「裁判所が具体的な症状と原因物質との間に因果関係があるのかないのかを審査対象とし，個別具体的に判断するのが相当だ」と司法救済の枠組みを示した。また，現行の行政の厳格な認定基準を批判し，より弾力的な運用を求めた。このような状況下で，この講演会は開催された。講演者と講演タイトルは下記の通りである。この4名は，いずれもこの問題に関する第1人者として，現在第1線で活躍中の方々である。また，4名とも京都大学出身である。

- ・熊谷信二（産業医科大学准教授）「印刷労働者に多発する胆管がん—経緯と現状」
- ・片岡明彦（関西労働者安全センター事務局次長）「アスベスト問題の転換点—クボタ・ショックの経験」
- ・花田昌宣（熊本学園大学教授・水俣学研究センター長）「日本で被害が拡大する社会経済的要因—水俣病の経験から」
- ・宮北隆志（熊本学園大学教授・水俣学現地研究センター長）「社会的困難に長年向き合う地域における『生活の質』と多様な主体によ

る『地域運営』」

以下では，各講演の要旨を紹介する。

第1講演者の熊谷信二氏は，印刷工場における胆管がん問題の第1発見者である。熊谷氏は，まず2011年3月の関西労働者安全センターへの関係者の相談から始まる経緯を説明した。次に，熊谷氏自身の調査内容を説明し，直接的原因物質として，色校正印刷で使用される溶剤に含まれるジクロロプロパンとジクロロメタンを挙げた。胆管がん問題の社会経済的要因とその対策については，熊谷氏は次の3点を指摘した。第1に，事業主の責任の明確化が必要であり，法的規制がない化学物質であっても健康被害が発生すれば責任を問う法制度が必要である。3人の患者が発生した2000年までに会社が，労働基準監督署に通報するなど何らかのアクションをとっていれば，その後の14人の発症は防げたと熊谷氏は指摘した。第2に，労働者に，自身が扱っている物質の成分と毒性を知る権利を認めるべきであり，加えてメーカーに，安全データシートを広く公開することを義務づけるべきである。第3に，労働に起因すると推定される患者の異常を発見した医療職自らが労働基準監督署に通報するシステムが必要である。以上のように，胆管がん問題の社会的経済的要因として，日本における法的規制の不備，とくに事業主責任と情報公開に関する制度の不備を熊谷氏は強調した。

第2講演者の片岡明彦氏は，2005年に，尼崎のクボタ工場の従業員や周辺住民の大規模な健康被害の実態を最初に明らかにした。この「クボタ・ショック」に至る経緯を片岡氏は次のよ

うに説明した。アスベストが中皮腫などの肺機能障害を引き起こすことはかなり以前から知られていたが、日本での労災認定件数は年に数件にとどまっていた。企業の情報秘匿により因果関係の立証が困難であったためである。しかし2005年にわずかの情報をもとに、片岡氏や熊谷氏を含む数名がボランティア的に、クボタ工場周辺の患者探しを行い、多くの患者を発見した。因果関係をほぼ確証するその調査結果をクボタに突きつけたことが、クボタの社内の患者情報の公開と早期の救済制度の創設につながった（クボタの当時の経営者の決断も重要であった）。また、2007年に患者団体が厚生労働省への情報開示請求をしたことによって全事業所データが開示されたことも、被害を全国的に顕在化させることに貢献した。片岡氏は、アスベスト問題の顕在化と解決を決定づけた社会経済的要因として、企業と監督官庁の情報公開の重要性を強調した。

第3講演者の花田昌宣氏は、まず、水俣病の被害の実態に、行政や司法や専門家の手が届かず、その救済が何十年も遅れている現実を説明した。花田氏はその社会経済的要因として、加害者企業であるチッソが早期に被害の事実を知っていたにも関わらず、その情報を公開せず隠蔽した点を挙げた。この点に加えて、公害を扱う既存の学問の内部にも欠陥があると次のように指摘した。社会的費用論は、公害、そして被害発生への補償問題を費用負担の問題に落とし込めてしまい、コストベネフィット論やリスク論へ道を拓くこととなった。また、マルクス経済学からのアプローチは、体制的矛盾とそこにおける公害や環境破壊の説明たり得ても、実践的学たり得なかった。花田氏によると、現実には、公害被害の問題は経済学の射程範囲を越えている。さらに、水俣病がもたらした被害とは、健康被害だけにとどまるものではないので、水俣病を医学面の健康被害にとどめてきたこと自体を問いなおす必要がある。花田氏は、被害

を「潜在能力とその喪失による人生の被害」として再定義し、その諸側面として「(1)人生の選択可能性の剥奪としての被害」「(2)患者運動に対する抑圧とそれによる自立力の剥奪」など6点について詳しく説明した。

第4講演者の宮北隆志氏は、水俣病の問題を、国と地方、中心と周辺という意味での差別された地域に犠牲が押し付けられているという、より大きな構図の中で説明した。このような構図は、水俣病問題だけでなく、福島原発事故の問題、さらに沖縄の米軍基地問題にも共通していると宮北氏は述べた。その上で、未だ終わらない水俣病問題をかかえながら、これから先、水俣地域を再構築していくための取り組みについて次のように説明した。基本なことがらとして、私たちは生き物の一つの種であり、そして自然の一部として「命のつながり」の中で、「自然の恵み」を受けて生かされているということを忘れずにそれを再確認することが必要である。そして、その一方で、自然に寄り添って自然とともに暮らしてきた人たちが最も深刻な被害を引き受けていることを改めて再確認すべきである。水俣で地域の再構築を行うために必要なのは、地域における活動を活性化するなかで、地域における課題解決力を育成すること、つまり、その地域の課題にきちんと向き合う力、解決する力そして地域をより魅力的にする力を育成することである。宮北氏によれば、国と地方、または中心と周辺という構造が、被害を弱い地域に集中させ、その解決を長期化させる要因となっている。したがって、問題の根本的な解決のためには、地域を活性化させることによって、このような構造から脱却するとともに、国と地方の関係を再逆転させ、国から自立することが重要である。

最後に、この講演会開催にあたり、京都大学経済学部教育研究振興基金から助成をいただいたことについて、感謝したい。